

8 林政企第78号

令和8年8月7日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿

林野庁長官

「林業関係資金融資円滑化事業について」の一部改正について

この度、林業関係資金融資円滑化事業について（令和2年1月30日付け元
林政企第44号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したの
で、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いす
る。

8 林政企第78号

令和8年8月7日

各都道府県知事（別記参照） 殿

林野庁長官

「林業関係資金融資円滑化事業について」の一部改正について

この度、林業関係資金融資円滑化事業について（令和2年1月30日付け元林政企第44号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

別記

北海道知事、青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、山梨県知事、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事、福岡県知事、佐賀県知事、長崎県知事、熊本県知事、大分県知事、宮崎県知事、鹿児島県知事、沖縄県知事

8 林政企第78号

令和8年8月7日

内閣府沖縄振興局長 殿

林野庁長官

「林業関係資金融資円滑化事業について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり沖縄県知事及び貴府沖縄総合事務局長に通知したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営が図られるよう特段の御配慮をお願いします。

なお、沖縄振興開発金融公庫理事長には、貴職から通知されたい。

8 林政企第78号

令和8年8月7日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

林野庁長官

「林業関係資金融資円滑化事業について」の一部改正について

この度、林業関係資金融資円滑化事業について（令和2年1月30日付け元林政企第44号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

また、沖縄県知事には、別添写しのとおり通知したことを申し添える。

○林業関係資金融資円滑化事業について（令和２年１月30日付け元林政企第44号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
I コロナ禍におけるウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について 第1 （略） 第2 事業内容 1 （略） 2 対象資金 本措置に係る対象資金は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第1第8号の下欄の㉠に掲げる資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件（平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号。以下「告示」という。）第5号の3に掲げる資金に限る。）をいう。）とする。 3～5 （略） 第3 （略） II 令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨に係る貸付事業	I コロナ禍におけるウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について 第1 （略） 第2 事業内容 1 （略） 2 対象資金 本措置に係る対象資金は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第1第8号の下欄の㉠に掲げる資金及び平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件。以下「告示」という。）第5号の3に掲げる資金をいう。）をいう。）とする。 3～5 （略） 第3 （略） II 令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨に係る貸付事業

について

第1 (略)

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（以下第2及び第3において「本措置」という。）の適用を受ける対象者は、能登半島地震又は能登半島豪雨により被害を受けた林業者等であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者（以下第2において「被災者」という。）とする。

2 対象資金

本措置に係る対象資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者に対して融通される林業基盤整備資金（公庫法別表第1第8号の下欄のリ又はルに掲げる資金をいう。以下同じ。）
- (2) 被災者に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（公庫法別表第1第8号の下欄のヲに掲げる資金（告示第5号の1に掲げる資金に限る。）をいう。以下同じ。）
- (3) 被災者に対して融通される農林漁業施設資金（公庫法別表第1第8号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）又はナに掲げる資金（告示第10号の1の(3)に掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）

3～5 (略)

について

第1 (略)

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（以下第2及び第3において「本措置」という。）の適用を受ける対象者は、能登半島地震又は能登半島豪雨により被害を受けた林業者等であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者（以下「被災者」という。）とする。

2 対象資金

本措置に係る対象資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者に対して融通される林業基盤整備資金（公庫法別表第1第8号の下欄のリ又はルに掲げる資金をいう。）
- (2) 被災者に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（公庫法別表第1第8号の下欄のヲに掲げる資金（告示第5号の1に掲げる資金をいう。）をいう。）
- (3) 被災者に対して融通される農林漁業施設資金（公庫法別表第1第8号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）又はナに掲げる資金（告示第10号の1の(3)に掲げるものに限る。）をいう。）

3～5 (略)

第3 (略)

Ⅲ 令和8年熊本地震に係る貸付事業について

第1 趣旨

令和8年熊本地震により林業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、被災した林地・林道・林業施設等の復旧・復興に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、令和8年熊本地震により被害を受けた林業者等は主要な事業用資産について損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況にある。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた林業経営に関する知見を活かしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、令和8年熊本地震により被害を受けた林業者等の速やかな復旧・復興のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（以下第2及び第3において「本措置」という。）の適用を受ける対象者は、令和8年熊本地震により被害を受けた林業者等であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者（以下第2において「被災者」と

第3 (略)

(新設)

いう。)とする。

2 対象資金

本措置に係る対象資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者に対して融通される林業基盤整備資金
- (2) 被災者に対して融通される農林漁業セーフティネット資金
- (3) 被災者に対して融通される農林漁業施設資金

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、公庫が別に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和8年7月28日から令和10年3月31日までとする。

第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、本措置による貸倒償却額は活用する出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則

この通知は、令和8年8月7日から施行し、令和8年7月28日から適用する。

林業関係資金融資円滑化事業について

〔令和 2 年 1 月 30 日付け元林政企第 44 号 林野庁長官通知〕

最終改正 令和 8 年 8 月 7 日付け 8 林政企第 78 号

I コロナ禍におけるウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について

第 1 趣旨

コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により、林業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

このような事態に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、これまで融資審査等において培ってきた林業経営に関する知見を活かしつつ、実質無担保・無保証人貸付（融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する貸付けをいう。以下同じ。）を措置することで、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等の経営の継続又は再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第 2 事業内容

1 対象者

第 1 の措置（以下第 2 及び第 3 において「本措置」という。）の適用を受ける対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により経営に影響が発生している林業者等で、その影響を公庫において確認できた者とする。

2 対象資金

本措置に係る対象資金は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）別表第 1 第 8 号の下欄の㉠に掲げる資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件（平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号。以下「告示」という。）第 5 号の 3 に掲げる資金に限る。）をいう。）とする。

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、公庫が別に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和 4 年 4 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、本措置による貸倒償却額は活用する出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

Ⅱ 令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨に係る貸付事業について

第1 趣旨

令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）及び能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨（以下「能登半島豪雨」という。）により林業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、被災した林地・林道・林業施設等の復旧・復興に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、能登半島地震又は能登半島豪雨により被害を受けた林業者等は主要な事業用資産について損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況にある。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた林業経営に関する知見を活かしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、能登半島地震又は能登半島豪雨により被害を受けた林業者等の速やかな復旧・復興のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（以下第2及び第3において「本措置」という。）の適用を受ける対象者は、能登半島地震又は能登半島豪雨により被害を受けた林業者等であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者（以下第2において「被災者」という。）とする。

2 対象資金

本措置に係る対象資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者に対して融通される林業基盤整備資金（公庫法別表第1第8号の下欄の「リ」又は「ル」に掲げる資金をいう。以下同じ。）
- (2) 被災者に対して融通される農林漁業セーフティネット資金（公庫法別表第1第8号の下欄の「ヲ」に掲げる資金（告示第5号の1に掲げる資金に限る。）をいう。以下同じ。）
- (3) 被災者に対して融通される農林漁業施設資金（公庫法別表第1第8号の下欄の「ネ」に掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）又は「ナ」に掲げる資金（告示第10号の1の(3)に掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、公庫が別に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和6年1月1日から令和9年3月31日までとする。

第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、本措置による貸倒償却額は活用する出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

Ⅲ 令和8年熊本地震に係る貸付事業について

第1 趣旨

令和8年熊本地震により林業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、被災した林地・林道・林業施設等の復旧・復興に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。

しかしながら、令和8年熊本地震により被害を受けた林業者等は主要な事業用資産について損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況にある。

このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた林業経営に関する知見を活かしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、令和8年熊本地震により被害を受けた林業者等の速やかな復旧・復興のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 事業内容

1 対象者

第1の措置（以下第2及び第3において「本措置」という。）の適用を受ける対象者は、令和8年熊本地震により被害を受けた林業者等であって、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者（以下第2において「被災者」という。）とする。

2 対象資金

本措置に係る対象資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者に対して融通される林業基盤整備資金
- (2) 被災者に対して融通される農林漁業セーフティネット資金
- (3) 被災者に対して融通される農林漁業施設資金

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、公庫が別に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和 8 年 7 月 28 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

第 3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、本措置による貸倒償却額は活用する出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 令和元年 10 月 10 日から本通知の施行日の前日までに公庫により行われた融資についても、第 2 の 1 から 5 までに掲げる要件に該当するものであれば、本措置の対象とすることができる。

附 則

この通知は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、同年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業関係資金融資円滑化事業について（令和2年1月30日付け元林政企第44号林野庁長官通知）に基づいて、株式会社日本政策金融公庫から貸し付けられた資金については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年1月25日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和6年10月25日から施行し、令和6年9月20日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前にこの通知による改正前の林業関係資金融資円滑化事業について（令和2年1月30日付け元林政企第44号林野庁長官通知）の規定に基づいて、株式会社日本政策金融公庫から貸付決定された資金については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和8年8月7日から施行し、令和8年7月28日から適用する。